



みんなで守り育てよう 子どもの人権 (「児童の権利に関する条約」採択から31年目)

平成元年(1989年)に、国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択しました。日本は、平成6年(1994年)に批准しています。

この条約では、「原則として大人と同様の権利の保障」「親の社会的地位・財産、人種などによる不平等の排除」「考えをまとめる力のある子どもが、自分に影響があることに意見を表明することができること」などを定めています。また、昭和26年(1951年)に、日本国憲法の精神に従って宣言された「児童憲章」の中で、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。」ことがうたわれています。

しかし、少子化や、家族の形態の多様化、近隣と

の付き合いの希薄化などの社会状況の変化のなかで、児童虐待をはじめ、いじめ・不登校、非行や児童買春、児童ポルノ、貧困など、様々な問題が生じています。

全国の児童相談所(全国212か所)での児童虐待相談対応件数は、平成30年度で159,850件(平成29年度1337,785件)と、過去最高となっています(※件数は、速報値)。

子ども自身が自分を含めだれもがかけがえのない存在であることを理解し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを理解できるようにしましょう。

また、大人は権利の主体として、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めていく必要があります。

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)の条約は、次の子どもの権利を守ることを定めています。

1 生きる権利

子どもたちは生まれながらにして、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

2 育つ権利

教育を受ける権利を持っています。また、自分らしく成長するために、自分の考えや信じる事が守られることも重要です。

3 守られる権利

あらゆる種類の差別や虐待、搾取などから守られなければならないなりません。また、障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、集まって活動することができます。なお、家族や地域社会の一員としてルールを守る義務があります。

隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応します。

相談内容は固く守られますのでご安心ください。

なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館して頂くこともあります。

※相談無料

※ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん

5月の行事予定

※(保) 玖珠町隣保館 (旧人権同和啓発センター) (集) 十五駄集会所

7日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	21日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
10日(日)午後8時～	編物教室(保)	24日(日)午後8時～	編物教室(保)
11日(月)午後8時～	カラオケ教室(保)	25日(月)午前8時～	カラオケ教室(保)
13日(水)午前9時30分～	料理教室(集)	27日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
13日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	28日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)
14日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)		